

令和5年9月15日

令和5年度 札幌市介護サービス情報の公表に関する報告・調査・情報公表計画

1 目的

介護保険法第115条の35の規定による介護サービス情報の報告等の実施に関して、札幌市介護サービス情報の公表実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条の規定により、介護保険法施行令第37条の2の3第1項、第37条の5第1項及び第37条の11第1項において準用する第37条の5第1項の規定に基づき、報告、調査及び情報公表のそれぞれの計画を一体の計画（以下「計画」という。）として策定するものとする。

2 計画の基準日

令和5年4月1日

3 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

4 対象となる介護サービス

別表1のとおり

5 報告及び情報公表について

(1) 対象となる事業所等

実施要綱第3条第1項から第3項に規定する事業所等とし、別表2のとおりとする。なお、実施要綱第3条第3項の規定により、少額事業所等が報告及び情報公表を希望する場合は、別紙様式1により申し出ることとし、申出に基づき追加することとする。

(2) 介護サービス情報の内容

実施要綱第4条第4項の規定による「基本情報」と「運営情報」とする。なお、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所等及び介護サービスを再開した事業所等については、「基本情報」のみとする。

(3) 報告の方法等

報告は、前号の「基本情報」「運営情報」に関する調査票を市長に提出することにより行う。調査票の提出は、厚生労働省が管理する「介護サービス情報報告システム」を利用し行うこととする。

(4) 事業所等ごとの提出期限

別表2のとおりとする。なお、別紙様式1による申出を行った事業所等については、別途定める。

(5) 事業所等ごとの公表を行う月

別表2のとおりとする。なお、別紙様式1による申出を行った事業所等については、別途定める。

6 調査について

(1) 対象となる事業所等

実施要綱第3条第5項から第7項に規定する事業所等とし、別表2のとおりとする。
なお、実施要綱第3条第7項の規定により、事業所等自ら調査を希望する場合は、別紙様式1により申し出ることとし、申出に基づき実施する。

(2) 事業所等ごとの調査を行う月

別途、通知する。

(3) 事業所等ごとの調査を行う者

実施要項第5条第3項に定める調査担当職員が行う。

7 報告・調査・公表の義務を負わない事業所

別表2の事業所のうち、介護保険法施行規則第140条の44の規定に該当する事業所等については、別紙様式2により札幌市に申し出ることにより、報告、調査及び公表の義務を負わないものとする。

8 計画に関する事業所等からの申出

市長は、計画に関して事業所等から申出があった場合は、内容を確認し、その理由がやむを得ないものであると認められる場合には、当該事業所等に係る計画を変更する。

9 計画の管理

市長は、計画の進捗状況等の管理を行い、計画に関する事業所等からの申出等を受け付け、適宜、計画の変更等の対応を行うこととする。